

# 大分県立看護科学大学履修内規

平成18年4月1日  
規程第 67号

## (趣旨)

第1条 この内規は、大分県立看護科学大学履修規程（以下「履修規程」という。）第13条の規定により、授業科目の履修等に関し必要な事項を定める。

## (休学等における履修)

第2条 学生が休学、留学又は停学（以下「休学等」という。）となった場合、当該学生が履修登録済みの授業科目のうち、休学等の期間中に授業が行われる授業科目については、原則として成績評価の対象としない。

2 学生が転学、退学又は除籍（以下「転学等」という。）となった場合、当該学生が履修登録済みの授業科目のうち、転学等後に授業が行われる授業科目については、原則として成績評価の対象としない。

3 学生が休学等から復学した場合、次の各号に該当する科目については、履修登録期間後であっても、学長の許可を得て登録することができる。

(1) まだ授業が開始していない科目

(2) すでに授業が開始している科目で、休学等前の履修状況及び今後の授業計画を勘案し、所定の授業内容を履修できると認められる科目

## (履修の特例)

第3条 履修規程第3条第1項第3号の規定にかかわらず、次の各号の全てに該当する場合は、学生は時間重複科目履修申請書を提出し、学長の許可を得て、授業時間が重複する科目（以下「時間重複科目」という。）の履修をすることができる。

(1) 時間重複科目を履修しなければ、卒業延期が見込まれる場合

(2) 前号の事由の発生が、本人に起因しない場合

(3) 時間重複科目の重複時間数が、原則として各科目の総時間数の2割以下で、担当教員が授業時間の調整等による重複の回避、あるいは重複による欠席に対し補講等の措置を講ずる場合

## (成績の評価)

第4条 担当教員が成績評価で使用する評語、評価基準及びGPAによる算出は以下のとおりとする。

評語	評点	Grade Point	意味
S	90-100点	4	特に優れている
A	80-89点	3	優れている
B	70-79点	2	普通である
C	60-69点	1	単位は認める
Cd	再試験による合格	1	再試験によって単位は認める
D	60点未満	0	不合格
X	評価の対象としない	評価の対象としない	評価の対象としない

2 GPA算出は、履修登録した科目ごとの5段階評価(S,A,B,C,D)を4~0点までの点数(GP: Grade Point)に置き換えて単位数をかけ、その総和(GPT: Grade Point Total)を履修登録単位数の合計で割った平均とする。

$$\frac{4.0 \times S \text{ の修得単位数} + 3.0 \times A \text{ の修得単位数} + 2.0 \times B \text{ の修得単位数} + 1.0 \times C \text{ の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (「D」の単位数を含む)}}$$

3 GPA算出においては、以下のとおりとする。

(1) GPA算出は、小数点第2位を四捨五入する。

(2) 選択科目でDまたは履修中止のXの科目は、計算式に含まない。

(3) 総履修登録単位数は、不合格科目を再履修し合格の評価を得た場合及び再履修の結果再び不合格の評価であった場合の、それぞれ再履修前の不合格評価については、算入しない。ただし、年度ごとに算出するGPAにはそれぞれ算入するものとする。

4 成績表示は以下のように示す。

評語	本人通知	成績証明
S	S	S
A	A	A
B	B	B
C	C	C
Cd	C	C
D	D	表示せず
X	X	表示せず

(追試験)

第5条 履修規程第6条第2項の追試験許可願は、学生部長に提出する。

2 学生部長は、担当教員と協議の上、追試験の可否を決定し、学生へ通知するものとする。

3 学生部長は、結果を教授会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。